

「火災保険が使える」と誘う住宅修理契約トラブルに注意！

事例

インターネットで、住宅の無料診断サイトに興味を持ち、個人情報を入力した。事業者から「無料で家の状態をみる」と連絡がきたので、無料ならと依頼した。

後日、業者が来てドローンを飛ばして診断してくれた。加入している火災保険の申請をサポートすると説明され、「保険金がありたら、保険金の4割をサービス料として業者に支払う」という契約書面にサインした。火災保険会社に内容を確認に行くと、「4割は高すぎる。ダマされている。」と言われた。解約したいが、契約書にはキャンセル料10万円とある。(60代 男性)



アドバイス

- 電話や訪問で「火災保険で家の修理ができる。自己負担なく修理ができる。保険金が見える。」と勧誘されても、すぐに契約しないようにしましょう。
- 虚偽の利用による保険請求は保険金詐欺に該当するおそれがあります。
- 火災保険を使って家の修理をしたいときは、加入している保険会社に直接相談しましょう。
- 不安に思ったり、困ったときは早めに名寄市消費生活センターにご相談下さい。

●問い合わせ先

名寄市消費生活センター ☎ (01654) 2-3575

駅前交流プラザ「よろーな」2F

◆相談時間9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日・年末年始

